

令和 3 年度 寒川町監査計画

寒川町監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づく令和 3 年度の監査計画は次のとおりとする。

1 基本方針

町の財務事務の適正性の確保に努め、信頼される行財政運営のため、誤りや不正等が発生するリスクや、改善又は見直しすべき事項がないかなどに着目して監査を行う。監査等の実施にあたっては、限られた監査資源を効果的かつ効率的に配分して行い、監査等の実効性を確保するため、指摘事項や監査委員の意見に関するフォローアップを行う。

2 監査等の種類、対象、時期及び実施体制

(1) 財務監査

定期監査として行い、必要に応じて行政監査の趣旨に基づき行う。財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、法令等の適合性、正確性、最小の経費で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化などに着目して行う。

(監査事項は、予算執行、収入、支出、会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業執行、課税徴収事務、工事執行、補助金その他財政的援助、現金及び有価証券の出納保管、財産の取得・管理・処分、債務負担行為、庶務事務執行の適否、その他必要と認める事項。)

(2) 財政援助団体等監査

町が財政援助を行っている団体等（指定管理者や補助団体）の出納その他の事務の執行が、法令、協定、要綱等に基づき適正かつ効率的に行い、目的に沿って行われているか、また監査対象団体を所管する部署については、財政的援助等に係る町の財務事務及びその他の事務の執行が適正か、目的に沿っているか、指導・監督が適切に行われているかなどに着目して行う。

(3) 決算審査

ア 令和 2 年度一般会計及び特別会計の決算並びに証書類その他政令で定める書類などの関係書類を審査。決算計数の正確性、様式等関係法令の準拠性、予算管理や執行の的確性、決算内容や財政運営の妥当性や財政状況に関する意見の有無、財産取得、管理、処分の適否などに着目して行う。

イ 令和 2 年度公営企業会計（下水道事業特別会計）決算並びに証書類、事業報告書その他政令で定める書類を審査。決算計数の正確性、決算表示の明瞭性、企業経済性の発揮や公共福祉の増進、経営に関する意見の有無などに着目して行う。

(4) 例月出納検査

毎月、会計管理者及び公営企業（下水道事業特別会計）管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金）の在高、出納関係資料等の計数の正確性、現金の出納事務が適正に行われているかに着目して行う。なお、財務システムの添付文書は一部であることから、必要に応じて紙文書で出納事務手続きの状況を確認する。

(5) 基金運用審査

定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類を審査。

確実かつ効率的な基金運用、経理及び事務処理の適否などに着目して行う。

(6) 健全化判断比率等審査

普通会計の健全化判断比率並びに公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎資料等から、各比率の算定の適否を審査。

(7) 随時監査

必要があると認めるときに行う随時監査として、補助金等監査を実施する。補助金及び交付金等の交付事務が適正か、交付目的に沿っているか、また実績報告から補助事業の成果の確認や交付条件に適合しているか、精算が適正であるかなどに着目して行う。

工事監査は、監査対象工事調査に基づき必要があると認めるときに実施するものとし、対象工事の事務的及び技術的な観点から適正、適法に行われているかなどに着目して行う。

(8) その他の監査等

必要に応じて法令等に基づき実施する。

(9) 監査等対象及び監査時期

別表の「監査等年間計画表」、「監査等実施一覧」のとおりとする。

(10) 監査の実施体制

監査委員による質疑、実査並びに監査委員事務局職員により実施。

3 監査等の結果に対する措置

寒川町監査基準及び寒川町監査等事務取扱要領により、監査等の結果、是正や改善が必要である事項が認められる場合は、その程度に応じて「指摘・指導事項」又は「留意事項」とし、必要に応じ監査委員の意見を添え、監査結果報告を作成し公表する。

特に措置を講ずる必要がある事項については勧告し、措置状況の報告を求める。

4 その他

(1) 寒川町監査基準及び寒川町監査等事務取扱要領に基づき監査を行う。

(2) 本計画に修正が必要となった場合は、監査委員協議により変更決定する。

令和3年度監査等年間計画表

月 別 種 類 別		令 和 3 年									令 和 4 年			根 拠 法 令
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	※「法」…地方自治法 「公企法」…地方公営企業法
1	定期監査	← 2年度事業対象 →							← 3年度事業対象 →				法第199条第1項・第4項	
2	例月出納検査(各会計)	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	法第235条の2第1項
3	決算審査(各会計)			← →										法第233条第2項 公企法第30条第2項
	基金の運用状況の審査			← →										法第241条第5項
	健全化判断比率等の審査			← →										地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
4	財政的援助団体等の監査			← →										法第199条第7項
5	随時監査						← →							法第199条第1項・第5項
6	行政監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第199条第2項
	指定金融機関等の監査	必 要 が あ れ ば 実 施												法第235条の2第2項 公企法第27条の2第1項
	その他の請求、要求等による 監査、措置	直接請求による監査(法第75条第3項)、議会の請求による監査(法第98条第2項)、 長の要求による監査(法第199条第6項)、住民の請求による監査(法第242条第4項)、 議会から送付を受けた請願の措置(法第125条)												
	損害賠償の監査	職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項、公企法第34条)												

令和3年度 監査等実施一覧

1 定期監査

予備監査説明日は、予備監査期日初日または、※印の課は記載の日です(初日以外)。

説明は、午後1時30分からです。また、議会等の日程等により変更になる場合は、随時調整いたします。★:決算審査同日実施

対 象 機 関 名			資料 提出期限	予備監査期日	説明日	本監査 期日
令和2 年度分対象	1	議会事務局	4/23 (金)	5 月 13 日 (木) ～ 14 日 (金)	5/13 (木)	5/31 (月)
	2	都市建設部 道路課	4/23 (金)	5 月 17 日 (月) ～ 19 日 (水)	5/17 (月)	
	3	選挙管理委員会事務局	5/10 (月)	5 月 21 日 (金) ～ 24 日 (月)	5/21 (金)	
	4	健康福祉部 高齢介護課	6/23 (水)	※ 7 月 6 日 (火) ～ 8 日 (木)	★7/7 (水)	7/29 (木)
	5	健康福祉部 保険年金課	6/29 (火)	※ 7 月 12 日 (月) ～ 14 日 (水)	★7/13 (火)	
	6	都市建設部 下水道課	6/21 (月)	7 月 15 日 (木) ～ 16 日 (金)	★7/15 (木)	
	7	会計課	7/5 (月)	7 月 20 日 (火) ～ 21 日 (水)	★7/20 (火)	
	8	企画部 財政課	7/16 (金)	8 月 2 日 (月) ～ 4 日 (水)	★8/2 (月)	8/20 (金)
	9	学び育成部 スポーツ課	7/26 (月)	8 月 10 日 (火) ～ 11 日 (水)	8/10 (火)	
	10	健康福祉部 健康づくり課	7/27 (火)	※ 8 月 12 日 (木) ～ 13 日 (金)	8/13 (金)	
	11	町民部 町民窓口課	9/16 (木)	※ 10 月 4 日 (月) ～ 6 日 (水)	10/5 (火)	10/28 (木)
	12	町民部 町民協働課	9/22 (水)	※ 10 月 7 日 (木) ～ 8 日 (金)	10/8 (金)	
	13	消防本部 消防総務課	9/27 (月)	※ 10 月 13 日 (水) ～ 19 日 (火)	10/18 (月)	
	14	消防本部 予防課				
	15	消防本部 消防署				
令和3 年度分対象	16	教育委員会 寒川小学校	10/20 (水)	11 月 5 日 (金)	11/5 (金)	11/29 (月)
	17	教育委員会 旭が丘中学校		11 月 12 日 (金)	11/12 (金)	
	18	都市建設部 都市計画課	10/29 (金)	※ 11 月 16 日 (火) ～ 18 日 (木)	11/17 (水)	
	19	拠点づくり部 倉見拠点づくり課	12/22 (水)	※ 1 月 13 日 (木) ～ 17 日 (月)	1/14 (金)	1/27 (木)
	20	拠点づくり部 田端拠点づくり課				
	21	拠点づくり部 寒川駅周辺整備事務所				
	22	総務部 財産管理課	1/4 (火)	※ 1 月 19 日 (水) ～ 20 日 (木)	1/19 (水)	
	23	健康福祉部 福祉課	1/21 (金)	2 月 7 日 (月) ～ 9 日 (水)	2/7 (月)	2/22 (火)

* 詳細については、別途通知します。

2 例月出納検査

対 象 月	資料提出期限	予備検査期日	本検査期日
3 月 分	4月20日（火）	4 月 21 日（水） ～ 4 月 26 日（月）	4月27日（火）
4 月 分	5月24日（月）	5 月 25 日（火） ～ 5 月 28 日（金）	5月31日（月）
5 月 分	6月23日（水）	6 月 24 日（木） ～ 6 月 29 日（火）	6月30日（水）
6 月 分	7月20日（火）	7 月 21 日（水） ～ 7 月 28 日（水）	7月29日（木）
7 月 分	8月13日（金）	8 月 16 日（月） ～ 8 月 19 日（木）	8月20日（金）
8 月 分	9月22日（水）	9 月 24 日（金） ～ 9 月 29 日（水）	9月30日（木）
9 月 分	10月21日（木）	10 月 22 日（金） ～ 10 月 27 日（水）	10月28日（木）
10 月 分	11月19日（金）	11 月 22 日（月） ～ 11 月 26 日（金）	11月29日（月）
11 月 分	12月17日（金）	12 月 20 日（月） ～ 12 月 23 日（木）	12月24日（金）
12 月 分	1月20日（木）	1 月 21 日（金） ～ 1 月 26 日（水）	1月27日（木）
1 月 分	2月15日（火）	2 月 16 日（水） ～ 2 月 21 日（月）	2月22日（火）
2 月 分	3月22日（火）	3 月 23 日（水） ～ 3 月 28 日（月）	3月29日（火）

3 決算審査・基金の運用状況の審査・健全化判断比率等の審査

対象機関名	資料提出期限	説 明 ・ 質 疑（各期日の午後を予定）	審査期間
健康福祉部 高齢介護課	6月23日（水）	7 月 7 日（水） ※定期予備監査と併せて実施	6月21日（月） ～ 8月13日（金）
健康福祉部 保険年金課	6月29日（火）	7 月 13 日（火） ※定期予備監査と併せて実施	
都市建設部 下水道課	6月21日（月）	7 月 15 日（木） ※定期予備監査と併せて実施	
総務部 税務収納課	7月7日（水）	7 月 15 日（木） 午前	8月13日（金）
学び育成部 子育て支援課			
会計課	7月5日（月）	7 月 20 日（火） ※定期予備監査と併せて実施	
総務部 財産管理課	7月5日（月）	7 月 20 日（火） 午後	
企画部 財政課	7月16日（金）	8 月 2 日（月） ※定期予備監査と併せて実施	

* 詳細については、別途通知します。

4 財政的援助団体等の監査

(1) 公の施設の指定管理者

監 査 対 象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	所管課への講評
① 寒川総合図書館・寒川町文書館 指定管理者／TRC・相鉄企業体 所管課／教育委員会 教育政策課	5月14日（金）	6月1日（火）～6月4日（金）	6月10日（木）	6月30日（水） 午前
② 健康管理センター 指定管理者／(福)寒川町社会福祉協議会 所管課／健康福祉部 健康づくり課	5月24日（月）	6月14日（月）～6月15日（火）	6月18日（金）	6月30日（水） 午前

(2) 補助団体

監 査 対 象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日	所管課への講評
① (福)寒川町社会福祉協議会 所管課／健康福祉部 福祉課	5月24日（月）	6月16日（水）～6月17日（木）	6月18日（金）	6月30日（水） 午前

* 詳細については、別途通知します。

5 随時監査

監査対象	対象機関名	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日
補助金等監査	教育委員会 学校教育課	8/16（月）	9月1日（水）～9月6日（月）	9月30日（水） 午前
工事監査	未 定	未 定		未 定

* 詳細については、別途通知します。

令和4年度 定期監査等計画(案)

	監査対象	令和3年度分対象						令和4年度分対象					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画政策課													
財政課	★												
広報戦略課													
総務課													
人事課													
財産管理課													
税務収納課	★												
町民協働課													
町民安全課													
町民窓口課													
福祉課													
高齢介護課													
保険年金課													
健康づくり課													
子育て支援課	★												
学び推進課													
スポーツ課													
産業振興課													
農政課													
環境課													
道路課													
下水道課													
都市計画課													
倉見拠点づくり課													
田端拠点づくり課													
寒川駅周辺整備事務所													
会計課													
議会事務局													
選挙管理委員会事務局													
監査委員事務局													
農業委員会事務局													
教育政策課													
学校教育課													
教育施設給食課													
町立小学校（1校）													
町立中学校（1校）													
消防総務課、予防課、消防署													
財政援助団体等監査													
随時監査													
例月出納検査													

----->決算審査

★:決算審査同時実施

* 監査等実施時期や対象課等は、確定したものではありません。